

お客さま各位

株式会社共同通信社
ミャンマー経済クラブ

ミャンマー経済クラブ会員限定サービス
「ミャンマープレミアム～ガバメンタル・インフォ」開始のお知らせ



謹啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素より、弊社業務では格別のご高配を賜り御礼申し上げます。

さて、このたびミャンマー経済クラブでは会員限定サービスとして、ミャンマー政府の発表情報を日本語に翻訳してお届けする「ミャンマープレミアム～ガバメンタル・インフォ」の提供を2014年2月より開始いたします。

ほぼ毎週、ミャンマー政府からは、入札、人事、法令発布など各種の発表を集約した資料がミャンマー語で公表されており、この原本は毎回おおよそ50～80ページに及びます。ミャンマー経済クラブでは、この全情報を発表から約1週間後に日本語でお届けいたします。

一部のトップ人事や大型入札案件などは新聞などでも報道されますが、例えば実務を担うディレクタークラスの異動や地方行政区域の変更、新組織の発足や改変、あるいは中小規模の入札や国有地の売却など、一般にはなかなか伝えられることのない情報を、タイムリーに取得していくのは非常に困難です。本サービスを導入していただくことで、日本にいながらにして、ビジネスチャンスを見逃さずにご対応いただくことが可能です。なお、本サービスは海外でのご利用申し込みも承ります。

サービス提供料金 月額5万円（消費税別）※1年間契約時は1カ月分をサービス

※2014年1月末日までにお申し込みのお客様には1月後半の2回分を無償にてご提供いたします。

[ご注意点]

- ①ミャンマー政府の発表日が一定ではないため、週によって多少お届け日が前後する場合がございます。ご了承のほど、お願いいたします。
- ②情報の送付は1アドレスごとのご契約とさせていただきます（同一企業の2つのアドレスへの送信のご依頼は2契約となります…2契約目以降割引あり）。
- ③ミャンマー経済クラブ会員以外のお客様が本サービスをご利用いただくためには、別途クラブ会員へのご登録が必要となります。
- ④株式会社共同通信社は利用者が本サービスを用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。お客様ご自身のご判断に基づいてご利用ください。

謹白

[お問い合わせ]

MAIL: kki.myanmar-k@kyodonews.jp

〒105-7208 東京都港区東新橋1-7-1 汐留メディアタワー

株式会社共同通信社 ミャンマー経済クラブ事務局

【担当】藤本、橋本

電話: 03-6252-6044 FAX: 03-6252-6051

株式会社共同通信社 ミャンマー経済クラブ事務局行き

FAX:03-6252-6051 または kki.myanmar-k@kyodonews.jp にメール送信願います。

「ミャンマープレミアム～ガバメンタル・インフォ～」申込書

お申し込み日 年 月 日

貴社名	
ご所属・役職	
ご芳名	
ご住所	〒
TEL	
FAX	
E-MAIL	
サービス開始	年 月より配信希望 ※2014年2月よりサービス開始
支払い方法	<input type="checkbox"/> 1年分 <input type="checkbox"/> 6カ月分 ※ご契約形態は左記2タイプとさせていただきます

※ メールアドレスはサービスのご提供に必要です。必ずご記入ください。

※ サービス提供料は、別途請求書を発行して郵送させていただきます。お支払いは、「銀行振込」でお願いいたします。

内容例～抜粋

(複数の号より抜粋)

最低賃金法（2013年）施行日

ミャンマー連邦共和国 大統領府 布令 No. 52/2013 2013年6月4日（火）

■最低賃金法（2013年）施行日の決定

最低賃金法（2013年）

1条

(a) 最低賃金法(2013年)施行日を、2013年6月4日（火）とする。

ミャンマー連邦共和国 大統領
テインセイン

中央銀行副総裁 辞任

ミャンマー連邦共和国 大統領府 布令 No. 47/2013 2013年10月23日

ミャンマー連邦共和国ミャンマー中央銀行法 16条(3)に基づき、ミャンマー中央銀行タンネイン副総裁 (Than Nyein) の辞任を許可した。

ミャンマー連邦共和国 大統領
テインセイン

国有地払い下げ令

ミャンマー連邦共和国 国有地払い下げ委員会 布令 No. 6/2013 2013年5月17日（金）

■概要

ヤンゴン管区 南オッカラパ ミッター通り パデター映画館 (Padaythar Cinema, No.167, Myittar Street, South Okkalapa, Yangon, Myanmar) のある国有地 (1.485 エーカー) を以下の通り民間に払い下げる。

■経緯

1. 2011年2月11日 / 払い下げ委員会会議 No. 1/2011

情報省傘下ミャンマー映画公社 (Myanmar Motive Pictures Enterprise : MMPE) が所有する以下の国有地を、ウーマウンマウンティン氏 (U Maung Maung Tin) 、ウーバシュエ氏 (U Ba Shwe) 、ウーミョートウエ氏 (U Myo Htwe) に 20,500,000,000Ks (約 20 億 5000 万円) で一括売却した。

対象地 : ヤンゴン管区 南オッカラパ ミッター通り パデター映画館
(Padaythar Cinema, No.167, Myittar Street, South Okkalapa, Yangon, Myanmar)

2. 2011年9月6日 / 払い下げ委員会立ち会いのもと下記内容の契約書に調印。

ウーバシュエ氏は、ウーマウンマウンティン氏とウーミョートウエ氏に同地の所有権を譲渡する。

3. 2013年3月29日 / 契約金支払い

ウーマウンマウンティン氏とウーミョートウエ氏は、契約金を支払う。

4. 通知書発送および土地所有権譲渡

同委員会による通知書発行後、2週間以内にウーマウンマウンティン氏とウーミョートウエ氏に合法的に土地所有権を譲渡すること。

5. 土地登記簿の所有者名義変更

ヤンゴン市開発委員会 (Yangon City Development Committee : YCDC) は、対象地に係る土地登記簿の所有者名義をウーマウンマウンティン氏とウーミョートウエ氏に変更すること。また、証明書を発行すること。

6. 払い下げ手続き報告

ミャンマー映画公社は、対象地の払い下げ手続き完了後に、国有地払い下げ委員会・計画審査管理局 (ネピドー市 No. 32 オフィス) に報告すること。

国有地払い下げ委員会 秘書官 ドクター・カンゾー (Doctor Kan Zaw)

ダウェイ経済特別区 総面積および区域変更

ミャンマー連邦政府 布令 No. 70/2013 2013年10月22日

1. ミャンマー連邦政府は、2012年3月12日付の布令で、経済発展を強力に推進するため、ミャンマー経済特区法4条に基づき、タニンダーリ管区 (Taninthari) ダウェイ区 (Dawei) 内に総面積 204.5088212 平方キロメートルのダウェイ経済特区を設立すると公表したが、社会的影響を考慮し、同区域を 195.9999790 平方キロメートルに縮小した。
2. ダウェイ経済特区に含まれる市区町村の各面積および区域は、同区管理委員会に提出された資料を参照すること。
3. 変更後のダウェイ経済特区の区域は以下の通り。

南北	No.	自	至
	1	里程標 : A 216 [N1594113.039; E399031.144] バワー (Bawar) 森林境界地帯 (Forest Boundary) 東境界端	里程標 : A 219 [N1594358.170; E402464.726]

東西	No.	自	至
	1	里程標 : A 219 [N1594358.170; E402464.726] *コンタヤンイン (Konthayanin) 北部に位置する。	里程標 : A 233 [N1592969.750; E 402723.420]
	2	里程標 : A 233 [N1592969.750; E 402723.420]	里程標 : A 230 [N 1591561.444; E 403169.053] *ラネ村 (Range) 南西方面に位置する。
	3	里程標 : A 230 [N 1591561.444; E 403169.053]	里程標 : A 234 [N 1591282.741; E 403837.225]
	4	里程標 : A 234 [N 1591282.741; E 403837.225]	里程標 A 239 [N 1589173.036; E 404218.77] *ラネ・エカニ通り (Aykani) に位置する。
	5	里程標 : A 240 [N 1589129.738; E404173.287] *エカニパーム農園 (Akani Palm) に位置する。	里程標 : A 327 [N 1588062.966; E 404067.758] *エカニ村 (Akani) 西部に位置する。

東西	No.	自	至
	6	里程標 : A 327 [N 1588062.966; E 404067.758]	里程標 : A 329 [N 1587777.144; E 404026.011] *エカニ村西部に位置する。
	7	里程標 : A 329 [N 1587777.144; E 404026.011]	里程標 : A 332 [N 1587625.858; E 403719.147]
	8	里程標 : A 332 [N 1587625.858; E 403719.147]	里程標 : A 334 [N 1587304.360; E 403740.062]
	9	里程標 : A 334 [N 1587304.360; E 403740.062]	里程標 : A 336 [N 1587168.375 ; E 404421.445] *エカニ村南部に位置する。
	10	里程標 : A 336 [N 1587168.375 ; E 404421.445]	里程標 : A 339 [N 1587601.869 ; E 405004.156]
	11	里程標 : A 339 [N 1587601.869 ; E 405004.156]	里程標 : A 341 [N 1587597.608 ; E 405860.315]
	12	里程標 : A 341 [N 1587597.608 ; E 405860.315]	里程標 : A 348 [N 1588407.533 ; E 407325.940]
	13	里程標 : A 348 [N 1588407.533 ; E 407325.940]	里程標 : A 354 [N 1588573.804 ; E 407680.885]
	14	里程標 : A 354 [N 1588573.804 ; E 407680.885]	里程標 : A 357 [N 1587428.525 ; E 407710.028]
	15	里程標 : A 357 [N 1587428.525 ; E 407710.028]	里程標 : B 32 [N 1586044.417 ; E 406999.480]
	16	里程標 : B 32 [N 1586044.417 ; E 406999.480]	里程標 : B 34 [N 1586000.716 ; E 407535.341] *タリンピュー山脈 (Thayinpyu) 麓に位置する。
	17	里程標 : B 34 [N 1586000.716 ; E 407535.341]	里程標 : B 54 [N 1585981.788 ; E 408982.702] *パユイン山 (Payin) 麓に位置する。
	18	里程標 : B 54 [N 1585981.788 ; E 408982.702]	里程標 : B 74 [N 1584810.100 ; E 411141.519]
	19	里程標 : B 74 [N 1584810.100 ; E 411141.519]	里程標 : B 77 [N 1583650.971; E 411359.738] *ナッタウン山 (Nat Taung) 麓に位置する。
	20	里程標 : B 77 [N 1583650.971; E 411359.738]	里程標 : B 137 [N 1581268.795 ; E 411110.103]
	21	里程標 : B 137 [N 1581268.795 ; E 411110.103]	里程標 : B 138 [N 1581254.435 ; E 4111723.860]
	22	里程標 : B 138 [N 1581254.435 ; E 4111723.860]	里程標 : B 148 [N 1579019.433 ; E 412527.604] *パレクー村 (Palekuu) 北部に位置する。
	23	里程標 : B 148 [N 1579019.433 ; E 412527.604]	里程標 : B 150 [N 1578298.696 ; E 411522.850]
	24	里程標 : B 151 [N 1578170.801 ; E 411635.468]	里程標 : A 003 [N 1578190.805 ; E 410060.885]

		*ミンタット村 (Mintat) 北部に位置する。
25	里程標 : A 003 [N 1578190.805 ; E 410060.885]	里程標 : A 028 [N1578521.923 ; E 408023.281]
26	里程標 : A 028 [N1578521.923 ; E 408023.281]	里程標 : A 034 [N 1576060.394 ; E 407518.363] *ティット村 (Thitto) に位置する。
27	里程標 : A 034 [N 1576060.394 ; E 407518.363]	里程標 : B 214 [N 1576309.815 ; E 405174.823] *タウンシュン山 (Taung Shun) 麓に位置する。

東西	No.	自	至
	28	里程標 : B 214 [N 1576309.815 ; E 405174.823]	里程標 : B 235 [N 1571848.270 ; E 403143.104] *タペ村 (Thapyay) 北部に位置する。
	29	里程標 : B 235 [N 1571848.270 ; E 403143.104]	里程標 : AA 001 [N 1571884.072 ; E 403114.577]
	30	里程標 : AA 001 [N 1571884.072 ; E 403114.577]	里程標 : AA 010 [N 1572383.808 ; E 401667.515] *ナウンピンセック村 (Nyaung Pin Seik) 西部に位置する。
	31	里程標 : AA 010 [N 1572383.808 ; E 401667.515]	里程標 : B 241 [N 1570241.259 ; E 402443.681]
	32	里程標 : B 241 [N 1570241.259 ; E 402443.681]	里程標 : B 246 [N 1570400.912 ; E 398926.664] ナピッタック村 (Ngapitet) 北部に位置する。
	33	里程標 : B 246 [N 1570400.912 ; E 398926.664]	里程標 : B 282 [N 1579801.752 ; E 392455.852]
	34	里程標 : B 282 [N 1579801.752 ; E 392455.852]	里程標 : A 099 [N 1580047.722 ; E 394674.535] *マリンジー山 (Mayingyi) 麓に位置する。
	35	里程標 : A 099 [N 1580047.722 ; E 394674.535]	里程標 : A149 [N 1582117.493 ; E 396360.320]
	36	里程標 : A149 [N 1582117.493 ; E 396360.320]	里程標 : B 20 [N 1583118.727 ; E 396591.874]
	37	里程標 : B 20 [N 1583118.727 ; E 396591.874]	里程標 : A 168 [N 1584216.888 ; E 401829.512] *チェトヤーパゴダ (Chaw Taw Yar) 東部に位置する。
	38	里程標 : A 168 [N 1584216.888 ; E 401829.512]	里程標 : A 188 [N 1590128.397 ; E 399468.111]
	39		里程標 : A 204 [N 15090982.477 ; E 401334.077] *ワゾントー村 (Wazuntall) 東部に位置する。
	40		里程標 : A216 パウンチュン山 (Paung Chun) 麓に位置する。

*里程標の位置を示す座標制度は、世界測地系 (World Geodetic System) 1984 (WGS 84) システムを基にしている。

4. ミャンマー連邦政府が2012年3月12日付で発行した布令 No. 20/2012 を廃止する。
5. ダウエイ経済特区内に投資する事業者は、ミャンマー経済特区法 37 条 (4) およびダウエイ経済特区法 35 条 (4) に制定された以下の条件に基づいて事業を運営すること。
 - (a) 事業者は、借地権または利用権を許可された地上・地下で、事業と無関係あるいは契約に含まれない骨董品を発見した場合、ダウエイ経済特区管理委員会に直ちに報告すること。
 - (b) 事業者は、借地権または利用権を許可された地上・地下で、事業と無関係あるいは契約に含まれない天然資源や鉱物を発見した場合、ダウエイ経済特区管理委員会に直ちに報告すること。
 - (c) 上記 (a) , (b) に係る報告後、ダウエイ経済特区管理委員会から許可が下りた場合、事業を継続することが可能。許可が下りない場合は、代替地で事業を継続すること。

マンダレー管区 2013 年度政策方針

ミャンマー連邦共和国 マンダレー管区政府 2013 年度マンダレー管区政策方針
(前週の続き)

11. 建設部門

(a) 方針は以下の通り。

- (1) アジア開発銀行 (Asia Development Bank) 及び世界銀行 (World Bank) からの融資をもとに道路・橋梁改修工事を実施する。外国からの技術支援、融資を要請する。
- (2) 政治・経済の中核であるピン・ウー・ルウィン市 (Pyinoolwin)、チャウセー市 (Kyaukse)、ミンチャン市 (Myinchan)、モゴック市 (Mogok)、ニャウンウー市 (Nyaung Oo) を優先に都市計画を作成し、開発を進めること。
- (3) ピン・ウー・ルウィン市 (Pyinoolwin)・チャウセー市 (Kyaukse)・ミンチャン市 (Myinchan)・モゴック市 (Mogok)・ニャウンウー市 (Nyaung Oo) を優先に賃貸住宅および住宅団地の整備を進めること。

(b) 方針は以下の通り。

- (1) マンダレー管区の主要道路 24 本 (総延長約 847 マイル) の改修工事を実施する。
幅員 12 フィートの道路は 18 フィートに、幅員 18 フィートの道路は 24 フィートに拡大する。

12. 通信部門

(a) 方針は以下の通り。

- (1) ミャンマー郵電公社 (Myanmar Posts and Telecommunications : MPT) を国営会社から非上場公開株式会社へと組織変更する。
今後、ミャンマー通信市場へ参入する国際通信企業との競争を行う。
- (2) 国際水準の携帯電話利用料金を提供するため、段階的に価格を下げること。
地方の国民まで携帯電話を普及させること。
- (3) 未開発地域を対象に、通信制度の補助機能として電報事業を提供すること。

(b) 目標は以下の通り。

- (1) 2013 年度に、都心部から地方まで携帯電話の通信設備を整備すること。
電話回線密度を 27%まで、インターネット普及率を 10%まで拡大すること。
- (2) 国民にインターネットサービスに係る幅広い選択肢を提供すること。

(c) 実施計画は以下の通り。

- (1) 2013 年度に、外国からの技術支援・融資をもとに GSM/UMTS の両通信システムを拡大する。
ミャンマー郵電公社を非上場公開株式会社へと組織変更し、
同社の社内基金と国際組織からの融資をもとに事業を推進する。
- (2) 電話回線密度 27%を達成する。

13. その他部門

・教育部門

(a) 実施計画は以下の通り。

- (1) 経済・工業発展を支える専門労働者を短期間に育成するため、関係省庁、外国企業、大学と協力して、技術職業教育訓練コース (Technological Vocational Education Training: TVET) を国内大学で開設する。

・観光部門

(a) 実施計画は以下の通り。

- (1) マンダレー管区内に新たなホテルゾーン (Hotel Zone) を設置する。予定地は以下の通り。
マンダレー管区 チャウセ-市 タターウ-区 クートッセツ行政村に位置するマンダレー～ミョッター通り北のエーヤワディ河原 (Ayeyarwady River, Mandalay～Myothar Road, Kuutotseik, Tataroo, Kyaukse, Mandalay, Myanmar) 面積約 3,000 エーカーの土地にホテルゾーンを新設する。
- (2) 既に認可したバガン (Bagan) とニャウンウー (Nyaung U) 区域のホテルゾーン①、②、③、④に、ホテル新設を許可。
加えて、ポッパー (Poppa) 区域周辺にホテルゾーンを新設する。

・貿易部門

(a) 方針は以下の通り。

- (1) 生産対象を国内向けから国外輸出向けへと移行すること。
- (2) 付加価値生産物 (value-added product) を強化すること。
- (3) 国境貿易を拡大すること。

(b) 目標は以下の通り。

- (1) 市場経済システムに適応した貿易取引を計画的に実現すること。
- (2) 輸出拡大のため、国内生産品を増大すること。
- (3) 輸出入事業の円滑に実現できるように支援すること。

(c) 実施計画は以下の通り。

- (1) 国内外市場データ、輸出入データの統計を収集するため、専門委員会を組織する。
- (2) 輸出製品の品質を向上させる。
農業における生産効率化、農機の近代化を図るために技術面・資金面を支援する。
- (3) ～ (6) (省略)
- (7) 個人事業者に輸出ライセンスを発行し、国境貿易を簡便化する。密輸貿易を撲滅する。
- (8) 貧困減少のため、地方の工業発展を支援する。

商標法 改正

ミャンマー連邦共和国 議会事務局 布令 No. 76/2013

2013年10月23日

連邦議会法 111 条に基づき、大統領が署名したミャンマー商標法の改正法を公表する。

ミャンマー商標法の改正法（議会議案 No. 35/2013）

議会は本法を制定する。

1. 本法の名称をミャンマー商標法の改正法とする。
2. ミャンマー商標法 6 条と 7 条に記載した “two hundred kyats” という文言を “fifty thousand kyats” に改訂する。
3. ミャンマー商標法 9 条(3)に記載した “fifty kyats” という文言を “twenty thousand kyats” に改訂する。
4. ミャンマー商標法 12 条(2)に記載した
 - (a) “one thousand kyats” という文言を “one hundred thousand kyats” に改訂する。
 - (b) “to the State” という文言を “to the Republic of the Union of Myanmar” に改訂する。
5. ミャンマー商標法 16 条(1)に記載した “President of the Union” という文言を “relevant Ministry” に改訂する。
6. ミャンマー商標法 19 条に記載した “President of the Union” という文言を “Ministry of Finance” に改訂する。
7. ミャンマー商標法 20 条 (a) (1) に記載した “President of the Union” という文言を “Ministry of Commerce may, with the approval of the Union Government” に改訂する。
同条、(b) (4) に記載した “President of the Union” という文言を “Ministry of Commerce with the approval of the Union Government” に改訂する。

ミャンマー連邦共和国憲法に基づき、これを署名する。

ミャンマー連邦共和国 大統領
テインセイン

ディーワーリー祝日 制定

ミャンマー連邦共和国 大統領府 布令 No. 68/2013 2013 年 10 月 22 日

2013 年 11 月 2 日（土）は、”ディーワーリー（Diwali）*1”のため、ミャンマー連邦共和国の祝日とする。

*1 ヒンドゥー教の祭りで、毎年カールティカ（10～11 月）の新月の日に行われる。

ミャンマー大統領府 秘書官
ゾータンティン（Zaw Than Thin）

[11月15日号の目次例]

ラカイン州裁判所（Rakhine）裁判官 辞任
中央銀行副総裁 辞任
教育強化委員会設置
ディーワーリー祝日 制定
環境保全委員会 設置
ダウエイ経済特別区、総面積および区域変更
議員報酬・費用弁償・手当法改正
商標法 改正
労働者権利保護委員会 設置
国際議員交流連携委員会 設置
国家計画開発委員会
鉱物・天然資源委員会 再編成
教育・保健・文化委員会 再編成
自然権・民主主義・人権委員会 再編成
選挙管理委員会 辞令
ミャンマーASEAN 情報分化委員会 再編成
連邦議会事務局 辞令
ミャンマー連邦共和国陸軍 辞令
会社清算 公示

※ 見本として11月15日号の本紙をフルバージョンでご提供（無料）が可能です。ご希望の方は下記の事務局宛先に、貴社名、ご所属、ご担当者様名をご記入の上、「プレミアム見本希望」とメールをお送りください。

ミャンマー経済クラブ事務局メール宛先：kki.myanmar-k@kyodonews.jp